



COP22 サイドイベント開催報告 「二国間クレジット制度 (JCM) プロジェクト実施に係る進捗 と成果」

2016年11月28日
一般社団法人海外環境協力センター (OECC)

環境省及び海外環境協力センター (OECC) は、2016年11月7日～11月18日にモロッコ・マラケシュで開催された国連気候変動枠組条約第22回締約国会議 (COP22) のサイドイベントとして、「二国間クレジット制度 (JCM) プロジェクト実施に係る進捗と成果 (The Joint Crediting Mechanism (JCM): Achievements and current progress of project implementations)」を開催しました。
当日は約60名の各国の政府関係者や専門家が参加しました。

- タイトル: 二国間クレジット制度 (JCM) プロジェクト実施に係る進捗と成果 (“The Joint Crediting Mechanism (JCM): Achievements and current progress of projects implementation”)
- 日時: 2016年11月18日 (金) 15:00-16:30
- 主催: 海外環境協力センター (OECC)、環境省
- 会場: ジャパン・パビリオン
- ファシリテーター: 加藤 真 (OECC)
- プレゼンター: Mr. Motoharu Yamazaki (UNFCCC 事務局)、伊藤 貴輝 (環境省)
- パネリスト: 伊藤 貴輝 (環境省)、Mr. Dicky Edwin Hindarto (インドネシア JCM 事務局)、Mr. Uy Kamal (カンボジア環境省)、Mr. Gonzalo Guaiquil Smoje (チリ外務省)、Mr. Gerelt-Od Tsogtbaatar (モンゴル自然環境観光省)

■ 概要

JCM の実施状況はパートナー国によって異なっており、既に多くの JCM プロジェクトを実施している国、これから JCM の取組を活発化していきたい国など様々である。本イベントでは、各国の登壇者からそれぞれ異なる状況に基づいて様々な経験・意見が共有され、また共通する課題や今後の進展等について議論が行われた。

■ 発表及び議論の内容

- 本イベントは、JCM パートナー国であるインドネシア、カンボジア、チリ、モンゴルにおける JCM 実施に係る進捗の共有、これまでの経験や今後の進展の議論を目的として、環境省及び OECC により共催された。
- 初めに UNFCCC 事務局より、パリ協定の第6条で定められている市場メカニズムに関する SBSTA における検討状況について紹介された。

- 続いて環境省より、JCM のプロジェクト形成、クレジット発行などの最新状況について情報提供が行われた。
- 最後にパネルディスカッションでは、インドネシア、カンボジア、チリ、モンゴルの 4 カ国及び環境省を迎え、JCM の取組に関する以下の 4 つの質問について各国から意見が述べられた。
 - 1) JCM を実施することにより何を学んだか。

インドネシア：特に MRV システム、民間セクターの参加などに関して多くを学んでいる。また自ら制度を運営することを通じて、JCM のような新しい仕組みの構築に関する学びも重要である。

モンゴル：JCM 実施に係る関係者として、JCM 事務局、プロジェクト実施者、更には国内の第三者検証機関などに対するキャパシティ・ビルディングが促進された。
 - 2) JCM を開始することにより得られる便益は何か。

チリ：JCM の実施は、チリが第 6 条第 2 項に定める協力的アプローチを実践するに当たって重要である。チリのような途上国がオーナーシップを持って制度運営を行うことで、多くの経験が得られる機会となる。また、チリ及び日本の民間セクターがつながる契機になることも期待される。
 - 3) JCM プロジェクト形成を促進するために何が必要か。

チリ：対話やセミナーの開催などを通じて民間セクターの JCM への参加を促すことが必要であり、他国と同様キャパシティ・ビルディングが重要課題である。また大学や研究機関などとの情報共有も有用であると考えられる。

カンボジア：JCM のプロジェクト形成を進めるために、いくつか検討課題が考えられる。一つ目は、再生可能エネルギー政策として FIT 導入が検討されており、大規模太陽光発電案件の形成などに関与する。二つ目は、省庁間調整の必要性であり、例えば低炭素技術に対する関税などについて調整を行うべきである。三つ目は、REDD+分野などで国際的な需要があり、JCM クレジットの活用についても検討すべきである。

インドネシア：オーナーシップを持って JCM の実施をすることが重要であり、例えばインドネシアでは JCM をより円滑に適用するための調査を自ら実施した。
 - 4) パリ協定第 6 条に関連して、2020 年以降に向け、JCM 等の取組に何を期待するか。

環境省：パリ協定の第 6 条 2 項は二国間や地域での協力的アプローチの取組を認めており、JCM では既にインドネシアとモンゴルでクレジット発行を行っており、これは第 6 条 2 項の ITMOs の実例と言えるだろう。日本は UNFCCC におけるガイダンスや



アカウンティングの交渉において、JCM の経験に基づいた提案ができると考えている。

■ キーメッセージ

パートナー国によって既に多くの JCM プロジェクトを実施している国、これから JCM の取組を活発化していきたい国など JCM の実施状況は様々であるが、各国の登壇者からそれぞれ異なる状況に基づいて得られた経験や意見が共有され、今後のさらなる JCM の進展についての期待が示された。

(報告者：渡邊 潤)